

新型コロナウイルス感染症に関する 市の対応について

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

[次に当てはまる方は保健所にご相談ください]

●風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

●強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※高齢者や基礎疾患がある方は、上記の状態が2日程度続く場合

相談窓口▶川口市保健所 ▶相談専用電話 **048-423-6832**

平日・土曜日昼間(8時30分～17時15分)

[新型コロナウイルス感染症の発生により

影響を受けた方々への公共料金の支払猶予について]

新型コロナウイルス感染症の影響による離職や、収入の減少等により生活が困窮する方へ緊急措置として、公共料金(上水道・下水道・浄化槽・NHK・電気・ガス・電話)の支払いが困難な事情がある場合には支払いの猶予ができます。

●上下水道料金のお支払い相談について

川口市上下水道局お客様センター(委託企業:第一環境株式会社川口営業所)

住所:川口市並木3-9-1 第2永新ビル2階(ファミリーマートの上)

TEL:048-250-3871 FAX:048-252-5156

営業時間:平日午前8時30分～午後7時、土・日午前9時～午後5時

[中小企業者への支援について]

※新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

▶川口商工会議所 経営支援課 **TEL: 048-228-2220**

▶鳩ヶ谷商工会 **TEL: 048-281-5555**

▶埼玉県よろず支援拠点 **TEL: 0120-973-248**

※労働相談窓口▶埼玉労働局相談窓口 **TEL: 048-600-6262**

※雇用調整助成金について▶ハローワークプラザ川口 **TEL: 048-229-8609**

新型コロナウイルス感染症の影響による 休業や失業で、生活資金でお悩みの方へ

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付申込は、
川口市社会福祉協議会(252-1294)まで。

1.休業された方向け【緊急小口資金】

緊急かつ一時的に成型の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者:(*従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により、収入の減少があり緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯。

■貸付上限額:(*従来の10万円以内とする取扱を拡大)

・学校の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内

・その他の場合10万円以内

■据置期間:(*従来の2月以内とする取扱を拡大)▶1年以内

■償還期間:(*従来の12月以内とする取扱を拡大)▶2年以内

■貸付利子・保証人:無利子・不要

2.失業された方等向け【総合支援資金】*総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者:(*従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大)

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯。

■貸付上限額:(*二人以上の世帯の場合、最大で240万円の貸付を受けられます)

・(2人以上)月20万円以内

・(単身)月15万円以内

・貸付期間:原則3月以内 最長12月以内

■据置期間:(*従来の6月以内とする取扱を拡大)

1年以内

■償還期限:10年以内

■貸付利子・保証人:無利子・不要

(*従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和)

新川口

2020年4月5日号 No.1554

日本共産党川口市議会議員団

川口市前川2-28-10

TEL.267-8411 FAX.261-3528

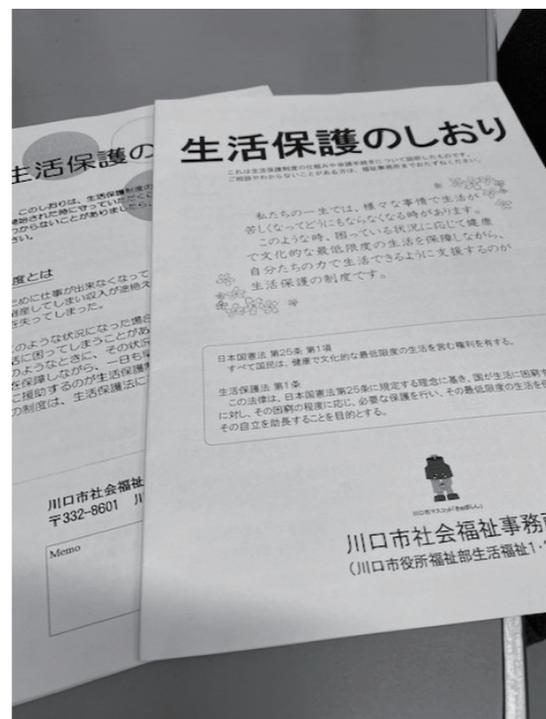
川口市の生活保護のしおりが新しくなります 表紙に日本国憲法25条、生活保護法を明記

川口市の生活保護のしおりが新しくなります。表紙には日本国憲法第25条第1項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と生活保護法第1条「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」と明記、こうした川口市の姿勢は大切です。

日本では、生活保護制度を本来利用できる人まで利用していない状況です。まだまだ生活保護は恥だとする間違った意識があります。日本国憲法第25条に基づいた国民の権利として必要なときに必要な方が利用できるようにしていくために、生活保護制度のしおりにについても改善が求められます。これまでの川口市の生活保護のしおりは、扶養義務者からの援助の優先について、「保護の要件ではありませんが」と記してはいますが、「生活保護の要件」を説明するスペースにそのことが書かれていて市議会でもその点を指摘しました。

この問題では、以前、各地の自治体で生活保護を申請した人の親族に対して、親族の援助が保護受給の要件であるかのように記した書類を送付、国会で指摘を受けた厚生労働省は、「扶養義務が保護を受けるための「要件」であると誤認させるおそれのある表現となっていた」と認め、「可及的速やかに改善を図る」よう求める事務連絡を全国の自治体に出し、「保護のしおり」などについてもチェックするよう求めました。

日本共産党市議団も、川口市としても、改めてしおりについて憲法第25条に基づいた国民の権利であるという観点でしっかりと見直すべきと求めてきました。



庁舎が移転し、新年度からは 新しい議場で定例市議会が行われます

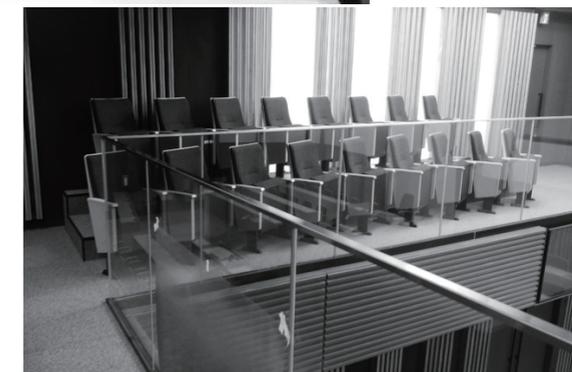
5月より、新庁舎での業務が始まります。1階には多目的スペース。2階には介護・長寿・高齢者・障害者などの窓口。3階は国保・納税・国民年金や住民票等の発行窓口。4階は市民・固定など税制や契約課。5階は農政など経済部、選挙管理委員会、危機管理部等。6階は総務部、市長・副市長室等。7・8階には議場が設置され、8階から傍聴席に入ることが出来ます。

新年度からは新しい議場で定例市議会が開催されます。傍聴席には補聴器でも聞き取りやすいヒアリンググループが設置されました。市民のみなさんに開かれた市議会開催のためにも、傍聴へお越しく下さい。



ヒアリンググループとは

補聴器に直接音声を送り込むための機材。通常、補聴器は音を全体的に大きくするため、周囲の雑音により音声の聞き取りが難しい場合がある。補聴器・人工内耳を「T」(テレフォン)へ切り替えることで磁気誘導ループによる磁気を受信し、音声信号に変えることで雑音の少ないクリアな音声を聴くことができる。



▲ヒアリンググループが設置された傍聴席